

從來被曳船の積載量不正の爲曳船の馬力不相應の重荷を曳かしめられ従つて速力が鈍かつたのである。

ニ、曳船並に被曳船の所屬取扱店（三社）を定めたること

從來曳船並に被曳船は其の連絡機關たる取扱店（關西曳船會社外二社）の所屬を明にせず無統制であつたが今回之を明かにしたのである。

二、事業

イ、同業者船船の海難救助

ロ、船談の調停

● 曳船々員の給料値上

組合成立の結果從來の押順（前述）を撤廢したる結果曳貨の増收を得らるゝので曳船業者は船員全部に對し十一月より三圓乃至五圓の増給を實行することゝなつたのである。